

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

## 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和3年7月2日に議長及び市長に提出し、令和3年8月5日に議会報告されています。）

### 1 監査の対象

消防本部

消防総務課

### 2 監査の範囲

令和2年4月から令和3年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

令和3年4月6日（火）から7月2日（金）まで

### 4 令和3年6月22日まで監査に当たった議会選出監査委員

土屋 晴巳

### 5 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 6 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

#### (1) 共通的事項

ア 内部統制が有効に機能しているか。

#### (2) 収入事務

ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(3) 支出事務

ア 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。

イ 予算目的に反する支出はないか。

ウ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

エ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。

オ 正当な理由がなく分割発注していないか。

(4) 契約事務

ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

(5) 財産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

7 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

消防総務課

(1) 共通的事項

ア 周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、略称規定に誤りがあった。

(2) 契約事務

ア 備品の初度調達において適切な購入計画に基づいた適正で効率的な購入がされていなかった。

イ 長期継続契約の対象とならない契約について、自動更新条項を設けて契約を締結しているものがあった。